

獨協医科大学国際交流協定審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学が外国の大学及び研究機関等との間に締結する教育・研究に係る国際交流協定（以下「協定」という。）に関して、獨協医科大学国際交流協定審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関わる必要な事項について定めることを目的とする。なお、国際交流協定審査委員会の英語名称を「Auditing Committee for International Exchange Agreement」とする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長補佐（国際交流・国際支援担当）
- (3) 国際交流支援室長
- (4) 医学部海外研修委員長
- (5) 看護学部国際交流支援委員長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項各号の委員は、学長が委嘱する。ただし、前項第6号の委員は、委員長の推薦に基づき、委員会の議を経て、学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定し、学長が委嘱する。

- 2 委員会に副委員長を置くことができ、副委員長は委員長の推薦により、学長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときその職務を代行する。

(任期)

第4条 第2条第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

(会議)

第6条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(所管事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 外国の大学及び研究機関等との協定締結に関する事
- (2) 協定を締結する外国の大学及び研究機関等の基準の決定
- (3) 協定案の内容に関する事
- (4) 既に締結している協定の更新及び終結に関する事
- (5) その他協定締結等に関する要項及び更新・終結に関する必要な事項

(事務所管)

第8条 委員会に関する事務は、国際協力支援センター国際交流支援室が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協定の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年 規程第 号)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。